

令和 8 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 49 号議案(追加)

令和 8 年 6 月 17 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲載頁
第 49 号 議 案	舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例制定について	1

第 49 号議案

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 17 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条中「葬祭補償として 315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた舞鶴市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償(以下「葬祭補償」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第 18 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの(その額が 660,000 円未満であるものに限る。)の支払は、新条例第 18 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、葬祭補償の額を改めたいので提案する。